

議案第 1 7 2 号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社が、道路整備特別措置法第 3 条第 6 項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第 7 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき同意を求められたため、同条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

別紙 3 を次のように改める。

1 基本料金の額

① (3)中「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書きを加える。

「ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」

2 特別の措置

① (1)(注)B中「会社」を「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）」に、「平成26年」を「平成28年」に改める。

② (3)中「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書きを加える。

「ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」

3 通常料金及び特別の措置における割引

① (1)ア(ウ)を削る。

② (1)イ(ア)中「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）」を「会社」に、「ETCシステム利用規程（平成20年12月1日）」を「ETCシステム利用規程（平成24年12月6日）」に改める。

③ (1)ウ(イ)割引額の表を次のように改める。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで〔大師出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	5.6km	0円	190.47円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	3.5km	0円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。	4.1km	380.95円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで〔東扇島出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	4.1km	0円	380.95円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島まで（殿町出入口から東扇島出入口まで）。	7.6km	238.09円	238.09円
神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、川崎市道高速縦貫線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	12.0km超	428.57円	428.57円
	18.0km以下		
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円

川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目又は神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目(大師出入口又は殿町出入口)から神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、川崎市道高速縦貫線における各出入口等〔川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)からの通行に限る。〕を除く。〕まで。	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島(東扇島出入口)から神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、川崎市道高速縦貫線における各出入口等(川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	6.0km超 12.0km以下	238.09円	238.09円
	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から湾岸環八出入口まで)。	5.8km	142.85円	142.85円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から湾岸環八出入口まで)。	6.4km	171.42円	171.42円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から空港中央出入口まで)。	5.8km	142.85円	171.42円

<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（東扇島出入口から空港中央出入口まで）。</p>	<p>6.4 km</p>	<p>171.42 円</p>	<p>171.42 円</p>
<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（東扇島出入口又は殿町出入口）から都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速2号分岐線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速4号分岐線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海2丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。</p>	<p>12.0 km 超 18.0 km 以下</p>	<p>133.33 円</p>	<p>133.33 円</p>
	<p>18.0 km 超 24.0 km 以下</p>	<p>152.38 円</p>	<p>152.38 円</p>
	<p>24.0 km 超</p>	<p>171.42 円</p>	<p>171.42 円</p>
	<p>6.0 km 以下</p>	<p>142.85 円</p>	<p>—</p>
<p>本文1に記載する路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。</p>	<p>6.0 km 超</p>	<p>171.42 円</p>	<p>171.42 円</p>
	<p>12.0 km 以下</p>	<p>200 円</p>	<p>200 円</p>
	<p>18.0 km 以下</p>	<p>228.57 円</p>	<p>228.57 円</p>
	<p>24.0 km 以下</p>	<p>228.57 円</p>	<p>228.57 円</p>

本文 1 に記載する路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から首都高速道路の路線における各出入口等（湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6.0 km 超 12.0 km 以下	114.28 円	114.28 円
	12.0 km 超 18.0 km 以下	133.33 円	133.33 円
	18.0 km 超 24.0 km 以下	152.38 円	152.38 円
	24.0 km 超	171.42 円	171.42 円

④ (1)オ (イ) a 及び (ウ) 中「平成 26 年」を「平成 28 年」に改める。

⑤ (1)カ (イ) 中「100 円」を「95.23 円」に、「200 円」を「190.47 円」に改め、同 (ウ) 中「平成 26 年」を「平成 28 年」に改める。

⑥ (1)キ (イ) 中「200 円」を「190.47 円」に、「400 円」を「380.95 円」に改め、同 (ウ) 中「平成 26 年」を「平成 28 年」に改める。

⑦ (1)ク (ウ) 中「平成 26 年」を「平成 28 年」に改め、同 (イ) 割引後の額の表を次のように改める。

出入口等	出入口等	割引後の額	
		普通車	大型車
川崎浮島ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	666.66 円	1,333.32 円

⑧ (1)サ中「機構」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

⑨ (2)オ (ア) 重複適用の有無の表を次のように改める。

	環境					
前納	○	前納				
大口	○	×	大口			
中環	○	○	○	中環		
乗継	○	○	○	—	乗継	
放射	○	○	○	○	—	放射

○・・・適用あり
×・・・適用なし
—・・・重複し得ない

⑩ (2)の次に次のとおり加える。

(3)消費税等の取扱い並びに割引額又は割引後の額の単位

同項第1号に定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。